

## 「平成 29 年度地域人権啓発活動活性化事業」委託業務に係る企画提案応募要領

### 1 事業の目的

本事業は、人権思想の普及高揚を図り、県民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

### 2 事業の期間

契約締結の日から平成 30 年 2 月 28 日まで

### 3 事業の概要

#### (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発ポスター作成事業

ア 内容 北朝鮮人権侵害問題啓発週間に係る沖縄県独自のポスターを作成し、当該週間（12 月 10 日～16 日）に合わせて、県内市町村及び小中高校に配布する。

#### (2) 人権啓発カレンダー作成事業

ア 内容 平成 29 年度啓発活動強調事項（17 項目）について、わかりやすいイラスト等を用いた月めくり（平成 29 年 12 月始まり平成 30 年 12 月終わり）のカレンダーを作成し、県内市町村及び小中高校等に配布する。

#### (3) 人権観劇会

ア 内容 高等学校において、人権をテーマとしたわかりやすい劇等の公演を行う。

#### イ 会場

学校名	希望日時	生徒数	保護者等の 入場可能人数	備え付けの機材等
普天間 高等学校	平成29年 11月29日(水) 13:25～14:10	1年生:400名 2年生:400名 3年生:400名 計1,200名	不可	ワイヤレスマイク、 プロジェクター、照明、 スポットライト、フットライト

#### (5) 人権啓発関連自主提案事業

ア 内容 上記(1)から(3)のうち、いずれかの事業と連動した取り組みの提案  
<例>ワークショップの開催、自治体のイベント等とのコラボ、スポーツ組織との連携等

### 4 委託業務の内容

別添「平成 29 年度地域人権啓発活動活性化事業」企画提案仕様書を参照

### 5 見積要件

今回の企画提案にあたっては、3,969 千円（消費税込み）の範囲内で見積もること。た

だし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なる。なお、各事業の設定金額は下記の通りとする。

- (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発ポスター作成事業 324 千円（消費税込み）
- (2) 人権啓発カレンダー作成事業 3,225 千円（消費税込み）
- (3) 人権観劇会 420 千円（消費税込み）

※出演者（講師・司会等）の諸謝金は、各事業とも合計 20 万円を上限とする（別紙参照）。

## 6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。また、同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者であること。
- (2) 沖縄県税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と関係を有している者でないこと。
- (4) 沖縄県内に本社を設置していること。（当該事業は県内で実施されることから、県その他関係者と常に連絡を取れる体制を確保するため）
- (5) 本事業の目的を踏まえた事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (6) 公共機関が行った類似する企画立案事業をこれまでに実施した実績を有していること。
- (7) なお、本件業務は二以上の者を構成員として結成された共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下の通りとする。
  - ア 全ての構成員が上記(1)から(5)を満たし、いずれかの構成員により(6)の要件を満たしていること。
  - イ 構成員が他の共同企業体の構成員として、または単独で本件入札業務に参加しないこと。

## 7 応募の手続き

各期間の事務取扱については、沖縄県の休日进行を定める条例（平成 3 年沖縄県条例第 15 号）第 1 条に規定する県の休日を除き、時間帯は 9:00~17:00 とする。

- (1) 企画提案説明会

平成 29 年 5 月 9 日（火）10:00 沖縄県庁 5 階 子ども生活福祉部会議室

※1 当日は、沖縄県平和援護・男女参画課ホームページに掲載されている本企画提案にかかる資料を印刷のうえ持参すること。（説明会では配付しない）

※2 説明会へ参加を希望する者は、事前に沖縄県平和援護・男女参画課へ電話またはメールにて連絡を行うこと。

(2) 質問書の受付期間

企画提案説明会終了後から平成 29 年 5 月 11 日（木）17:00 まで

※ 質問は別添「質問書」に記入し、メールまたは FAX にて提出すること。ただし、FAX で提出した場合は、送信後に電話にて受信確認を行うこと。

(3) 質問書の回答

平成 29 年 5 月 12 日（金）

※ 質問書の回答は、沖縄県平和援護・男女参画課ホームページにて公開する。

(4) 応募申請書及び企画提案書等の提出期限

平成 29 年 5 月 26 日（金）17:00（期限厳守）

※ 沖縄県平和援護・男女参画課へ持参または郵送（書留郵便）により提出すること。

## 8 提出書類

(1) 企画提案応募申請書 【様式 1】

(2) 企画提案書

(3) 見積書

(4) 会社概要 【様式 2】

(5) 執行体制 【様式 3】

(6) 事業実績 【様式 4】

(7) 定款

(8) 国・県の納税証明書

※ (4)～(8)について、共同企業体の場合は構成員ごとに提出すること。

提出部数 (1)～(6) 6 部

(7)、(8) 1 部

## 9 選定方法

第一次審査（書類審査）は、提案者の資格要件や提出資料の漏れ等のチェックなどについて、平和援護・男女参画課にて行う。

その後、沖縄県子ども生活福祉部内に設置する企画提案選定委員会において、プレゼンテーション等の第二次審査を行い、入選者を選定する。

また、選定については原則として第一位選定者とするが、契約に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ選定するものとする。

(1) 第一次審査結果通知：平成 29 年 5 月 29 日（月）

※ 選定された者に対しては、プレゼンテーションの場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

(2) 第二次審査：平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 沖縄県庁 3 階第 5 会議室

(3) 第二次審査結果通知：第二次審査日から一週間以内とする。

## 10 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 応募要領に違反すると認められる場合
- オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反する場合

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 1者（複数の者で事業をする場合は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き原則認めない。

(5) 企画提案書等の作成に要する経費等、本事業の企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。

(6) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。

(7) 入選者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(8) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

(9) 契約後に発生した著作権については、沖縄県に帰属する。

(10) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託業者とで別途協議して決めることとする。

### ※契約保証金について（抜粋）

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 平和推進班 担当：小橋川

TEL 098-866-2500 FAX 098-866-2589

E-mail : aa001309@pref.okinawa.lg.jp

「平成 29 年度地域人権啓発活動活性化事業」における講演等の謝金支払基準について

## 第 1 講演等謝金支払基準

- 講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する謝金は、別表の時間単価を適用する。

適用に当たっては、依頼内容、依頼先の知名度を考慮し、別表の区分を参考として、時間単価の中から適宜単価を選択する。

### 【別表】

(単位：円)

区 分			時間単価
大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	会社員 (団体職員含む)	
大学学長級	17年以上	会長、社長、 役員級	11,300円
大学副学長級			9,700円
大学学部長級			8,700円
大学教授級 1		工場長級	7,900円
大学教授級 2	12年以上	部長級	7,000円
大学准教授級		課長級	6,100円
大学講師級	12年未満	課長代理級	5,100円
大学助教、助手級		係長・主任級	4,600円
大学助手級以下 1		係員 1	3,600円
大学助手級以下 2		係員 2	2,600円
大学助手級以下 3		係員 3	1,600円

## 2 適用上の留意事項

- 大学の職位にある者または会社員（団体職員を含む）以外の個人については、職位や階層の一般的な定義がないため、依頼内容の分野における経験年数を考慮し、大学の職位にある者の平均勤続年数を参考として、上記別表の時間単価を選択する。
- 支払い対象とする時間は、講演会は 2 時間の範囲内、シンポジウムは 4 時間の範囲内とし、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間とする。
- 支払い単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切捨て、30 分以上は切上げとする。

## 第2 謝礼としての性格を持たない対価としての支払について

- 1 研修・講演・楽器演奏等を業とする者への対価としての支払いについては、謝礼としての性格を有しないものであるので、第1の基準の適用外となるが、対象者（団体）の肩書、知名度、講演会・研修等の規模等を考慮するとともに、極力低額になるよう努めることとし、1事業当たり20万円を超えないこととする。
- 2 収支簿には、例えば以下のような資料を証拠書類として添付するものとする。
  - (1) 業とする者への対価としての支払の場合  
対象者（団体）が依頼事業を業としていることが確認できる情報誌又はホームページの写し
- 3 事業計画書には、対象者（団体）に講師等を依頼することの必要性、当該事業の具体的な内容等（事業の実施場所、啓発対象者、参加見込人数、その他参考事項）を可能な限り詳細に記入するものとし、支出予定額の根拠となる資料を添付するものとする。

## 第3 その他

- 1 上記1及び2に定める金額には所得税を含む。
- 2 手話通訳者、要約筆記者、託児を行うもの（保育士）及び着ぐるみ等のパフォーマーについては、本基準を適用しないこととする（司会、着ぐるみ等以外のパフォーマーについては適用する）。
- 3 国家公務員及び地方公務員に対しては、一般職はもとより、首長及び議員等の特別職を含め、謝金を支給しない。ただし、大学の教授、准教授等の教員については、公務員の身分を有する者であっても例外として上記1に定める謝金の支給を認める。
- 4 学生（大学生、専門学校生を含む）には、謝金を支給しない。
- 5 人権擁護委員が国の人権擁護機関の立場で講師等を努める場合は、謝金を支給しない。